

利用料金表

ケアハウス みなみ苑

平成25年 7月 1日～

毎月の利用料（事務費、生活費）は前年中の収入により次の表から決定されます。
（毎年、愛知県の基準により見直しがされています。）

階層	対象収入による階層区分	月 額 納 付 額		
		事務費	生活費	合 計 ①
1	1,500,000円以下	10,000	42,490 11月～3月は 冬期加算が月々 1,880円 加算されます。	52,490
2	1,500,001～1,600,000円	13,000		55,490
3	1,600,001～1,700,000	16,000		58,490
4	1,700,001～1,800,000	19,000		61,490
5	1,800,001～1,900,000	22,000		64,490
6	1,900,001～2,000,000	25,000		67,490
7	2,000,001～2,100,000	30,000		72,490
8	2,100,001～2,200,000	35,000		77,490
9	2,200,001～2,300,000	40,000		82,490
10	2,300,001～2,400,000	45,000		87,490
11	2,400,001～2,500,000	50,000		92,490
12	2,500,001～2,600,000	57,000		99,490
13	2,600,001～2,700,000	64,000		106,490
14	2,700,001～2,800,000	71,000		113,490
15	2,800,001～2,900,000	78,000		120,490
16	2,900,001～3,000,000	85,000		127,490
17	3,000,001～3,100,000	89,300	131,790	
18	3,100,001～3,200,000	〃	〃	
19	3,200,001～3,300,000	〃	〃	
20	3,300,001～3,400,000	〃	〃	
21	3,400,001円以上	〃	〃	

注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額をいいます。

注2) 夫婦で入居する場合については、夫婦の対象収入を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入として、その額が150万円以下に該当する場合のそれぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とします。この場合100円未満は、切捨てとします。

※例	・ 事務費徴収額	10,000円×0.7×2人 = 14,000円
	・ 生活費	42,490円×2人 = 84,980円
	・ 合 計	2人 98,980円

注3) 毎月の利用料（事務費、生活費）の他に光熱水費を翌月請求いたします。

・ 電気料金は、使用量（メーター指数）により算定します。

基本料金780円 従量料金1Kwにつき16.08円

・ 水道料金は、基本料金(1,300円)を請求させていただきます。

注4) 利用料の納付

利用料は毎月10日に請求します。（納付期限は毎月26日）